

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(神奈川県担当部会)  
令和5年3月 23 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200225 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2200018 号

## 第1 結論

昭和 52 年 \* 月から昭和 56 年 3 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 61 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 \* 月から昭和 56 年 3 月まで  
② 昭和 56 年 7 月から昭和 61 年 5 月まで

請求期間①については、私が 20 歳になった昭和 52 年 \* 月頃に父親が A 市役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、請求期間②については、私が会社を退職した昭和 56 年 7 月頃に父親が同市役所で厚生年金保険から国民年金への切替えに係る手続を行ってくれた。請求期間①及び②の国民年金保険料については、父親は既に亡くなっているため、どこでどのようにして納付したかは分からぬが、当時、月々 8 万円の保険料を納付していた旨を父親から聞いていた。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①については昭和 52 年 \* 月頃に国民年金の加入手続、請求期間②については昭和 56 年 7 月頃に厚生年金保険から国民年金への切替えに係る手続を、父親が A 市役所でそれぞれ行い、当該期間の国民年金保険料を月々 8 万円納付してくれた旨主張しているところ、請求者は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれていたとする父親は既に亡くなってしまっており、証言を得ることができないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者から提出された年金手帳（国民年金手帳記号番号：\*）によると、国民年金の初めて被保険者となった日は、「昭和 61 年 6 月 1 日」と記載されており、当該日付はオンライン記録とも一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できることから、請求者は、請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求

者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、A市は、請求期間①及び②の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保存期間満了により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第2200227号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国) 第2200019号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和59年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和59年3月まで

私の国民年金の加入手続については、いつ、どこで、誰が、どのように行ったかの詳細は分からぬが、請求期間の国民年金保険料について、初めは、母親が父親の分を含めて3人分の保険料を集金人に渡し納付し、その後、納付を始めて1~2年たった頃からは、私が、自宅に送られてきた自身の納付書により、請求期間当時に、毎月又は数か月ごとに郵便局の窓口で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身の国民年金の加入手続については、いつ、どこで、誰が、どのように行ったかの詳細は分からぬ旨陳述しており、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続の状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、初めは、母親が父親の分を含めて3人分の保険料を集金人に渡し納付し、その後、納付を始めて1~2年たった頃からは、請求者が、自宅に送られてきた自身の納付書により、請求期間当時に、毎月又は数か月ごとに郵便局の窓口で納付したと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号(\*)の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和59年5月頃と推認でき、請求者は、当該推認できる加入手続時期まで国民年金に未加入であり、請求期間当時において請求期間の保険料を納付することはできない。

さらに、上述の加入手続時期において、請求期間の一部の期間の国民年金保険料を遡って納付することは可能であるものの、請求者は、当該期間の保険料を遡ってまとめて納付した覚えはない旨陳述している。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2200208 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2200067 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、請求期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、当該期間に係る被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社における雇用保険の加入記録及び事業主の陳述から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）によると、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、上記給与明細書（写）について、A社が発行したものであり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していないものと思われる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。